豊島区 TOSHIMA CITY

資料1－(2)

令和8年11月11日 区長記者会見 事業概要
【危機管理課 治安対策担当グループ】

事業名	路上での客引き対策

ここがポイント	「豊島区客引き行為等の防止に関する条例」を一部改正し、区内繁華街における悪質な路上客引き等の防止を図り、誰もが安心して過ごせるまちを実現する

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

・ 池袋駅を中心とする区内繁華街や路上において、店名や料金を表示したプラカードを持った従業員が多数立ち並び、通行人に声をかける等、街の景観や地域の健全な環境を害している状況がある。

・ 区民の方からは「街が不健全な状態である」「通行の妨げになっている」「客引きがたむろして路上喫煙しており、街の雰囲気が悪くなっている」「環境や治安の悪化につながるのではないか」といった声が寄せられている。

2. 目的

・ 区内繁華街において悪質な路上客引き等の防止を図り、誰もが安心して過ごせるまちを実現する。

3. 内容

・ 区内繁華街において悪質な路上客引き等の防止を図るため、「豊島区客引き行為等の防止に関する条例」を改正するためのパブリックコメントを実施し、令和9年第1回区議会定例会に条例改正案を上程する。

(1)主な内容

	現行	改正案
禁止行為の強化	客引きを行う目的で客待ちをすること	営業の情報を表示したパネル等を提示する等の行為(禁止行為)
適用業態の追加	店舗型性風俗特殊営業、酒類提供営業、カラオケ	コンセプトカフェ等を追加
質問・調査権を強化	行為者への質問、文書の提示や協力の要求	店舗への立入り、資料提供、報告義務などを追加
過料手続きの厳格化	①指導 ②警告 ③勧告 ④過料(1万～5万円)	①指導 ②勧告 ③過料(5万円) ※警告の規定を削除し、3 回目で過料を科すことが可能となる

(2)施行日:令和9年4月1日

4. 今後のスケジュール

・ 令和8年12月1日～27日　パブリックコメント

・ 令和9年2月　第1回区議会定例会に条例改正案を上程

・ 令和9年4月1日　条例公布・施行、周知